

国立大学法人茨城大学教職員旅費規程

〔平成16年 4月 1日〕
規程第 25 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第8号。以下「就業規則」という。）第90条第4項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）に勤務する教員及び職員（以下「教職員」という。）が業務のため出張する場合、又は赴任した場合に支払う旅費に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学長とは、国立大学法人茨城大学の長をいう。
- (2) 教職員とは、就業規則第3条本文に規定する教職員をいう。
- (3) 出張とは、教職員が学長の命令又は許可を得て業務のため、一時その常時勤務する場所（以下「在勤事業場」という。）を離れて旅行し、若しくは一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。また、出張の1日とは、午前零時から24時間とする。
- (4) 業務とは、大学の教育活動、研究活動、企画運営活動、その他の事業で学長が許可するものをいう。
- (5) 業務車とは、大学が所有する乗用自動車、業務用自動車、貨物自動車及びバスをいう。
- (6) 在勤地とは、在勤事業場を中心とした半径8kmの円内の地域をいう。
- (7) 同一行政区域とは、別表第1に定める区域をいう。
- (8) 内国旅行とは、本邦における旅行をいう。
- (9) 外国旅行とは、本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (10) 赴任とは、新たに採用された教職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事業場に旅行し、又は教職員が出向等に伴う移転のため旧在勤事業場から新在勤事業場に旅行することをいう。
- (11) 扶養親族とは、内国旅行にあつては、教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として教職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては、教職員の配偶者及び子で主として教職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (12) 遺族とは、教職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに教職員の死亡当時教職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、行程に応じ旅客運賃等により支払う。
- 3 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支払う。
- 4 船賃は、水路旅行について、行程に応じ旅客運賃等により支払う。
- 5 航空賃は、航空旅行について、行程に応じ旅客運賃により支払う。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ 1日当たりの定額により支払う。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1夜当たりの定額により支払う。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、行程等に応じ定額により支払う。
- 9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支払う。
- 10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支払う。
- 11 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支払う。
- 12 死亡手当は、教職員が出張又は赴任のため外国旅行中に死亡した場合について、定額により、当該教職員の遺族に支払う。

(旅費の支払い)

第4条 旅費の支払いは、精算払を基本とする。ただし、外国出張及び学長が必要と認めた場合には、旅行者の請求により旅行前に仮払いすることができる。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路等を変更した場合は、その現によった経路及び方法により計算する。

(同一地域滞在中の日当及び宿泊料の減額)

第6条 旅行者が、同一地域（本邦にあつては市町村の所在する地域（東京都の特別区は、23区を一つとする。）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域又は国をいう。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(旅費の請求手続及び返納)

第7条 旅費の支払いを受けようとする者は、所定の請求書（別紙様式 1）に必要な書類を添えて出納責任者に請求するものとする。

- 2 仮払を受けようとする者は、所定の仮払請求書（別紙様式 1）を旅行日の15日前までに出納責任者に届くよう手続きをしなければならない。
- 3 赴任旅費の支払いを受けようとする者は、所定の請求書（別紙様式 2）に必要な書類を添えて出納責任者に請求するものとする。

4 仮払を受けた者は、所定の精算書（別紙様式 3）に必要な書類を添えて、旅行の完了した翌日から起算して15日以内に精算しなければならない。

5 出納責任者は、前項による精算の結果過払金があった場合には、返納の通知の日の翌日から起算して15日以内に、当該過払金を返納させなければならない。

（県内の出張等）

第 8 条 業務で茨城県内に出張の場合には、鉄道賃、車賃及び船賃のみを支払う。ただし、同一行政区域内の場合には、鉄道賃、車賃及び船賃は支払わない。また、業務で宿泊する場合には、宿泊料を支払う。

2 業務車を利用して出張の場合には、鉄道賃、車賃及び船賃は支払わない。

（在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費）

第 9 条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、車賃、船賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支払わない。

（旅費の特例）

第 1 0 条 教職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第 3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合は、当該教職員に対し前職務相当の旅費を支払う。

（旅行命令等に従わない旅行）

第 1 1 条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ学長に旅行命令等の変更（取消を含む。）の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項に規定する旅行命令等の変更を申請することができなかった場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに学長に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

第 2 章 内国旅行の旅費

（私有車の業務上使用に係る燃料費等）

第 1 2 条 大学は、業務上使用した私有車の燃料費については、次表に掲げる区間については右欄に掲げる距離に応じ、その他の区間は、私有車の業務上使用記録書に記載された走行距離に基づき、次に掲げる計算方法で別途実費を支払う。ただし、燃料単価については、市場価格に応じて学長が定める。

区 間	距離
水戸、附属中学校事業場と日立事業場	35km
水戸、附属中学校事業場と阿見事業場又は広域水圏環境科学教育研究センター	63km
日立事業場と阿見事業場	93km

計算方法 走行距離(km)÷10km×燃料単価＝燃料費支払額(100円未満切捨て)

2 前項に規定するもののほか、業務上使用した私有車に係る東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は道路管理者に道路の通行又は利用のため徴収された料金については、領収証に基づき別途実費を支払う。

3 第1項に規定する燃料費及び前項に規定する実費の支払いに関し必要な事項は、別に定める「国立大学法人茨城大学立替払い事務取扱要項(平成16年要項第7号)」による。

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、旅客運賃、特別急行料金、急行料金及び座席指定料金による。

2 特別急行料金は、特別急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合に限り支払う。

3 急行料金は、急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上の場合に限り支払う。

4 座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行し、かつ、特別急行料金及び急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合に限り支払う。

(車賃)

第14条 車賃の額は、バスの運賃による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由によりバスの運賃で旅行できない場合には、実費額による。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶の場合には、最下級の運賃

(2) 等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

2 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前項各号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(日当)

第17条 日当の額は、別表第2の1の定額による。ただし、茨城県内の出張の場合は、日当を支払わない。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、別表第2の1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得

ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支払う。

(移転料)

第19条 移転料の額は、別表第2の2の定額による。

2 赴任に伴う実際の移転の路程が旧在勤事業場から新在勤事業場までの路程に満たない場合には、その実際の路程に応じた別表第2の2の移転料の定額とする。

(着後手当)

第20条 着後手当の額は、別表第2の1の日当定額の2日分及び新在勤事業場の区分に応じた宿泊料定額の2夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第21条 赴任に際し扶養親族を随伴する場合には、扶養親族1人ごとに、移転の際における年齢に従い次の各号に規定する額を支払う。

- (1) 赴任する者の適用区分に応じ、12歳以上の者については、その赴任する者相当の鉄道賃、車賃、船賃、航空賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 6歳未満の者については、その移転の際における教職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。但し、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における教職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

2 赴任した日の翌日から1年以内に1回限り、新在勤事業場に扶養親族を呼び寄せた場合には、前項各号に該当する額を支払う。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃及び車賃)

第22条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

2 車賃の額は、実費額による。

(船賃)

第23条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を4以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最下級の直近上位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

- (3) 運賃の等級を 2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 2 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前項に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
(航空賃)

第 2 4 条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）とし、現に支払った運賃とする。

- (1) 運賃の等級を 2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
(日当及び宿泊料)

第 2 5 条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 3の 1及び 2の定額による。

- 2 第22条第 1項第 4号により寝台料金を支払う場合には、宿泊料は支払わない。
- 3 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする場合は、別表第 3の 1及び 2の日当又は宿泊料のうち額の多い方の定額を支払う。
- 4 航空機による旅行（出発又は到着の日の旅行は除く。）の場合における日当の額は、丙地方の定額とする。
- 5 第18条第 2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。
(移転料)

第 2 6 条 赴任に際し、扶養親族（赴任をした日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧在勤事業場から新在勤事業場まで随伴する場合には、行程に応じた別表第 3の 3の定額を支払う。

- 2 移転に伴う家財の輸送は、最も経済的な通常の経路及び方法で計算する。ただし、天災その他やむを得ない事由により経路等を変更した場合は、その現に支払った額を支払う。
- 3 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、第 1項に規定する額の 2分の 1に相当する額による。
(着後手当)

第 2 7 条 着後手当の額は、別表第 3の 1の日当定額の 7日分及び新在勤事業場の区分に応じた別表第 3の 2の宿泊料定額の 7夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第 2 8 条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支払う。

- (1) 赴任に際し、扶養親族を旧在勤事業場から新在勤事業場へ随伴するとき。
- (2) 赴任をした日の翌日から 1年以内に 1回限り、新在勤地に扶養親族を呼び寄せたとき。
- 2 前項第 1号又は第 2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任をした日における扶養親族 1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。
 - (1) 配偶者については、その移転の際における赴任する者相当の鉄道賃、車賃、船賃及び航空賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の 3分の 2に相当する額

(2) 12歳以上の子については、その赴任する者相当の鉄道賃、車賃、船賃、及び航空賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額

(3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
(旅行雑費)

第29条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに空港利用税（入出国税）等の実費額による。

(死亡手当)

第30条 死亡手当の額は、教職員が出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合は、別表第3の4の定額により当該教職員の遺族に、旅費を支払う。

2 遺族が前項に規定する旅費の支払いを受ける順位については、第2条第12号の規定を準用する。

(旅行先の区分)

第31条 外国旅行における旅行先の区分（地域）は、別表第4による。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第32条 学長は、旅費を支払う際に予算額等の事情により調整が必要な場合には、日当又は宿泊料を調整することができる。

2 旅費の全部又は一部について大学以外から支払われる場合は、この規程により計算される額との差額を支払う。

3 この規程により計算して出た端数は、1円単位を切り捨てる。

(準用規定)

第33条 大学が附属学校園非常勤講師、有期雇用職員、パートタイム職員に対して支払う旅費に関しては、第2条第10号、第3条第8項から第10項及び第12項の規定を除き、この規程の規定を準用する。

附則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、当分の間、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用する。

附則

この規程は、平成16年6月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後に支払われる旅費のうち、改正前の国立大学法人茨城大学教職員旅費規程によ

り計算されたものについては、従前の旅費規程により支払われたものとみなす。

別表第 1 同一行政区域（第 2 条第 7 号関係）

同一行政区域

No.	事業場名	所属部局等	所在地	同一行政区域
1	水戸事業場	事務局、人文学部、教育学部、理学部、大学院教育学研究科、生涯学習教育研究センター、機器分析センター、留学生センター、保健管理センター	水戸市文京2-1-1	水戸市内
		学生寄宿舍（水哉寮、みずき寮）	水戸市文京1-7-12	水戸市内
		広域水圏環境科学教育研究センター	潮来市大生御鍵免1375	潮来市内
		五浦美術文化研究所	北茨城市大津町五浦727-2	北茨城市内
		大子合宿研修所	久慈郡大子町下野宮猪喰田5653-10	久慈郡大子町内
	インフォメーションセンター	水戸市三の丸1-5-38	水戸市内	
2	日立事業場	工学部、大学院理工学研究科、共同研究開発センター、IT基盤センター	日立市中成沢町4-12-1	日立市内
		学生寄宿舍（吼洋寮）	日立市鮎川町6-9	
3	阿見事業場	農学部、大学院農学研究科、遺伝子実験施設	稲敷郡阿見町中央3-21-1	稲敷郡阿見町内
		附属フィールドサイエンス教育研究センター	稲敷郡阿見町阿見4688-1	
4	附属小学校事業場	教育学部附属小学校	水戸市三の丸2-6-8	水戸市内
5	附属幼稚園事業場	教育学部附属幼稚園	水戸市三の丸2-6-8	
6	附属中学校事業場	教育学部附属中学校	水戸市文京1-3-32	
7	附属特別支援学校事業場	教育学部附属特別支援学校	ひたちなか市津田1955	ひたちなか市内

別表第 2 内国旅行の旅費（第17条、第18条、第19条、第20条関係）

1 日当、宿泊料 単位：円

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
	2,000	10,000

2 移転料 単位：円

区分	移転料

鉄道50キロメートル未満	100,000
鉄道50キロメートル以上 100キロメートル未満	115,000
鉄道100キロメートル以上 300キロメートル未満	142,000
鉄道300キロメートル以上 500キロメートル未満	175,000
鉄道500キロメートル以上 1000キロメートル未満	232,000
鉄道1000キロメートル以上 1500キロメートル未満	244,000
鉄道1500キロメートル以上 2000キロメートル未満	261,000
鉄道2000キロメートル以上	303,000

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3 外国旅行の旅費（第25条、第26条、第27条、第30条関係）

1 日 当 単位：円

区 分	日 当（1日につき）			
	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
	6,000	5,000	4,000	3,000

2 宿泊料 単位：円

区 分	宿 泊 料（1夜につき）			
	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
	19,000	16,000	12,000	11,000

備考

指定都市とは、別表第4で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として、別表第4で定める指定都市の地域以外の地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び

南極地域として、別表第 4で定める指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。

3 移転料

単位：円

区 分	移 転 料
鉄道 100キロメートル未満	105,000
鉄道 100キロメートル以上 500キロメートル未満	140,000
鉄道 500キロメートル以上 1000キロメートル未満	200,000
鉄道 1000キロメートル以上 1500キロメートル未満	251,000
鉄道 1500キロメートル以上 2000キロメートル未満	316,000
鉄道 2000キロメートル以上 5000キロメートル未満	389,000
鉄道 5000キロメートル以上 10000キロメートル未満	428,000
鉄道 10000キロメートル以上 15000キロメートル未満	467,000
鉄道 15000キロメートル以上 20000キロメートル未満	506,000
鉄道 20000キロメートル以上	547,000

備 考

路程の計算については、水路及び陸路 1キロメートルをもってそれぞれ鉄道 1キロメートルとみなす。

4 死亡手当 単位：円

区 分	死 亡 手 当
	460,000

別表第 4 外国旅行先の区分（第25条、第31条関係）

1 外国旅行の指定都市の範囲

指 定 都 市 の 地 域 (地名)

シンガポール、ロス・アンジェルズ、ニュー・ヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブ・ダビィ、ジェッダ、クウェイト、リアド及びアビジャン

2 外国旅行に係る地域の定義

地 域 名	地 名 等
1 北 米 地 域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しよ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
2 欧 州 地 域	ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ及びロシアを含み、トルコを除く。）アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
3 中 近 東 地 域	アラビア半島、アフガニスタン、イスライル、イラク、イラン、クウェイト、ジョルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺島しよ
4 ア ジ ア 地 域 (本邦を除く。)	アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシア及び前欄に定める地域を除く。）インドネシア、東チモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ
5 中 南 米 地 域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しよ
6 大 洋 州 地 域	オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しよ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しよ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
7 ア フ リ カ 地 域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシエル諸島並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
8 南 極 地 域	南極大陸及び周辺の島しよ

3 外国旅行の甲地方の範囲

別表第 4の 2の北米地域、欧州地域、中近東地域に定める地域のうち、別表 4の 1の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロヴァキア、スロヴェニア、タジキスタン、チェッコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、モルドヴァ、ユーゴスラヴィア、ラトヴィ

ア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

4 外国旅行の丙地方の範囲

別表第 4 の 2 のアジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域に定める地域のうち、別表 4 の 1 の地域以外の地域で、インドシナ半島、（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東チモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。